

静岡県家庭教育応援企業登録要綱

(目的)

第1 仕事と生活の調和と家庭教育支援を推進し、子育てにやさしい職場作りに積極的に取り組んでいる企業を「静岡県家庭教育応援企業」として静岡県に登録し、家庭教育充実の支援企業の拡大を図る。

(対象)

第2 この要綱において登録の対象は、原則として、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う法人とする。ただし、静岡県教育委員会社会教育課長（以下、「社会教育課長」という）が認めた場合はその他の団体も登録の対象とすることができる。

(取組内容)

第3 「静岡県家庭教育応援企業」は、職場内で「家庭の日」を設定し、家族のふれあいを深めるための取組を行っていることに加え、次のいずれかの項目に取り組むこととする。

- (1) 従業員に対する企業内家庭教育講座の実施や、家庭教育に関する講話・研修会に参加する機会を設けるなどの取組を進める。
- (2) 従業員に対して学校・家庭・地域行事等への参加を奨励するなど、家庭を大切にする雰囲気づくりを進める。
- (3) 従業員や地域の子供たちを対象とした職場見学や職場体験を実施するなど、働くことの意義について考えたり、話し合う機会をつくるための取組を進める。
- (4) その他の家庭教育支援の取組を進める。

(届出)

第4 「静岡県家庭教育応援企業」に登録しようとする企業は、届出書（様式第1号）に必要な書類を添付し、社会教育課長に届出を行うものとする。

(登録等)

第5 社会教育課長は、第4に規定する届出の内容が第2及び第3の規定に照らし適正であると認めたときは、当該企業を「静岡県家庭教育応援企業」に登録する。
2 有効期間は、登録した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(県の支援)

第6 社会教育課長は、登録企業に対し、次の支援を行う。
(1) 宣言内容（取組内容）を記載した登録証を交付する。
(2) 県のホームページにおいて登録企業名等を公表するとともに、広報誌等により家庭教育支援への取組内容等を紹介し、登録企業のPRに努める。
(3) 「家庭の日」ポスターを配布する。
(4) 「家庭の日」ロゴマークを提供する。

(登録の取消し)

第7 社会教育課長は、次に掲げる場合には登録を取り消すことができる。
(1) 登録企業が第3に規定する取組を行わないことを認めたとき
(2) 上記の他、信用失墜行為があったと認めたとき

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、社会教育課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年9月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の際現に改正前の要綱の様式により提出されている届出書は、改正後の要綱の相当する様式により提出された届出書とみなす。

附則

(施行期日)

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前に行われた登録及び登録証については、改正後も有効期限までその効力を有する。